

広報

No.132

TABAYAMA 丹波山



大きな自然のポケットです。
山の山の手。丹波山村。

平成22年10月

編集と発行 丹波山村総務企画課 ■山梨県北都留郡丹波山村890 TEL ■0428-88-0211 FAX ■0428-88-0207
E-mail ■info@vill.tabayama.yamanashi.jp URL ■http://www.vill.tabayama.yamanashi.jp/



主なもくじ

夏まつり丹波…………… 2	丹波中学校 清流祭…………… 5
丹波山村防災訓練…………… 4	お知らせ…………… 6
食生活改善推進員養成講座… 4	国民年金からのお知らせ… 8
丹波小学校 運動会…………… 5	



▲力を合わせて鏡開き



▲一之瀬高橋伝統芸能「春駒」

平成22年 7月25日(日)

平成22年7月25日(日)、夏まつり丹波が開催
 されました。
 大月みやこさんの歌謡ショーを始め、今年も楽
 しい催しが盛りだくさん。
 途中大きな雷がなり、雨に降られるかと心配
 されましたが、無事終了することができました。

第23回 夏まつり 丹波



▶大月みやこ歌謡ショー



▲一之瀬高橋の「春駒」でオープニング



▲マスのつかみどり



▲ドキドキの水上丸太渡り



▲川とふれあうカヌー教室



▲ちびっこ広場のボールすくい

▶小河内の「鹿島踊」



▲食べ物コーナー「商工会の焼きそば」



▲丹波山村の「ささら獅子舞」



▲ステージ前はお客さんでいっぱい

平成
22年度

丹波山村防災訓練

9月5日(日)非常に暑い日でしたが、多くの村民のみなさんが、参加してくれました。中学校での訓練は、暑さのため内容を変更して、体育館の中での訓練となりました。

訓練の内容は、担架の作り方、担架を使ったケガ人の搬送や、消火器を使った消火訓練また、AEDの使い方などみんな真剣に取り組んでいました。



丹波の味

～丹波きゅうり・つや芋・鱒～の料理です。
美味しく出来ました。

平成22年度 食生活改善推進員養成講座

8月23日(月)～9月15日(水)の期間に7日間、40時間の食生活改善推進員の養成講習を行いました。

5名の方が受講し、楽しく学びの時間を過ごされました。これから、住民の方へ食のアドバイザーとして奉仕してまいります。

運動も大切な学習です。



丹波中学校



清流祭
 9月18日



丹波小学校



運動会
 9月11日



**丹波山村職員の
 勤務時間の改正**

現在丹波山村の職員の勤務時間は午前8時30分から午後5時30分までとなっていますが、国家公務員の勤務時間の短縮等により、平成23年1月から丹波山村でも勤務時間が、短縮され、閉庁時間が午後5時15分となります。

今年の12月までは、移行期間として午後5時30分まで、窓口を利用していただけますが、来年1月からは、午後5時15分となりますのでご注意ください。



2学期から小学校に新しい友達が増えました。丹波小学校3年生 白石海鳳（しらいし かいほう）君です。神奈川県の相模原市から家族4人で引っ越してこられました。押垣外の村営住宅に住んでいます。

**小学校に新しい
 お友達が来ました。**



2学期から小・中学校でお世話になっている外国語助手のクローニン・カナー先生を紹介いたします。カナー先生は、アメリカ・ニューヨーク州出身の26歳です。現在、丹波山村の教員住宅に住んでおります。まだまだ日本語は、勉強中なのですが、村内で出会ったときには、気軽に声をかけてください。

**新しい外国語指導
 助手カナー先生です。**

お知らせ Information

■新監査委員

青柳安江監査委員辞職に伴い平成22年9月17日付で嶋崎義人さんが新たな監査委員となりました。

今後は新監査委員として村の財政に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について、公金が正しく、合理的・効率的に使われているかどうか、監査していただきます。

■「住民基本台帳カード」を取得しよう！

「住民基本台帳カード（住基カード）」の交付手数料が、平成23年3月31日まで無料で取得できます。

身分証明書となる運転免許証等をお持ちでない方は、この機会にぜひ「住基カード」を取得してください。

▼持参するもの

・印鑑
・証明書用顔写真1枚（役場で撮影することも可能）

（6カ月以内に撮影した縦4.5cm×横3.5cm、無帽、正面、無背景の写真）

▼問い合わせ

役場住民生活課

☎88-0211

■こんにちは 戸籍・住基係です

《戸籍謄本等の請求》

種類	手数料	持参するもの
戸籍謄抄本	1通 450円	印鑑 身分証明書 親族以外は委任状
除籍謄抄本	1通 750円	印鑑 身分証明書 親族以外は委任状
改製原戸籍	1通 750円	印鑑 身分証明書 親族以外は委任状
戸籍附票	1通 300円	印鑑 身分証明書 親族以外は委任状
住民票	1通 300円	印鑑 同居の家族以外は委任状
印鑑証明書	1通 300円	登録カード 親族以外は委任状
住民基本台帳カード交付	無料 (平成23年3月31日まで)	印鑑 証明書用顔写真1枚（役場で撮影することも可能）

■住民票記載・消除（平成21年度）

記載			消除			増減
転入	出生	計	転出	死亡	計	
17	0	17	31	17	48	△31

■住民基本台帳（平成22年3月31日現在）

	世帯数	男（人）	女（人）	合計（人）
平成21年3月末	335	356	383	739
平成22年3月末	324	344	364	708
増減	△11	△12	△19	△31

■各種相談員の紹介

◎人権擁護委員

岡部 昭夫さん

いじめ、親族間トラブル、差別、配偶者からの暴力、児童虐待、ストーカーなど人権に関わる相談に応じ、人権侵害をやめさせ、あるいは被害者の援助救済手続きを行っています。法務大臣から委嘱されています。

◎消費生活相談員

酒井 智子さん

毎日の暮らしの中で消費生活に関する苦情や相談、消費者問題に関する意見・要望を受け付けて行政との橋渡し役となっています。山梨県から委嘱されています。

◎行政相談委員

守岡 登美子さん

国や県、村の仕事に関する苦情など相談受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。総務大臣から委嘱されています。

■行政相談所を開設します

登記、道路、保険など、国や県、役場の仕事について、わからないこと、困っていること

がありましたら、下記のとおり行政相談所を開設します。相談は無料で秘密厳守します。

▼10月20日（水）
10時～正午

中央公民館としより室

▼11月10日（水）
10時～正午

中央公民館としより室

相談の相手

行政相談委員
守岡 登美子さん

■高血圧予防教室の受講生を募集します

地域に根ざした活動を行っている食生活改善推進員の活動を通し、メタボリックシンドロームの予防・改善を目的に高血圧予防教室を実施します。

▼日時

11月17日（水）及び11月26日（金）できるだけ両日参加いただける方

▼対象

高血圧予防に関心のある40～80歳代の男女

▼定員

30名

▼実施場所

交流促進センター
▼申し込み受付期間
10月29日（金）

午後5時まで

▼申し込み・問い合わせ先
住民生活課

食生活改善推進員会事務局
☎88-0211

尚、詳細は、申し込まれた方に後日お知らせいたします。

11月は労働保険 適用促進強化期間です

労働保険は労災保険と雇用保険の総称です。
労働者の身分を問わず、労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険に加入しなければなりません。

就業時間数にかかわらず、労働者に対しては労災保険が加入対象となり、1週間に20時間以上働き、かつ、31日以上の雇用見込みがある労働者は、併せて雇用保険の加入対象にもなります。

●お問い合わせは…

都留労働基準監督署 第二課 ☎0554-43-2195
ハローワーク大月 適用係 ☎0554-22-8609

■多重債務相談窓口
関東財務局甲府財務事務所では、返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの方へ「無料相談」を平日、毎日行っています。相談者の方から借入の様子などをお聞きしたのちに必要に応じて法律専門家（弁護士・司法書士など）をご紹介します。

借金の返済でお悩みの方は、今すぐ下記までお電話ください。

必ず解決できます。
○秘密厳守：財務事務所は公的機関の相談なので安心です。
○相談無料：時間を気にせず

納得のいくまでご相談ください。
○電話相談：遠距離にお住まいの方でも相談をお受けします。
○個室での相談となりますので秘密は堅く守られます。さらに参考資料もお渡しできます。

▼受付時間
月曜日～金曜日
(祝祭日を除く)
午前8時30分～12時
午後1時～4時30分

▼問い合わせ先
財務省関東財務局甲府財務事務所
☎055-253-2261

「県民の日」記念行事にお出かけください。

私たちには、1人ひとりに誕生日があります。11月20日の「県民の日」は、山梨県の誕生日です。県民1人ひとりが、郷土の生い立ちを知り、豊かで暮らしやすい「山梨」を次の世代へと引き継いでいけるよう、みんなで「ふるさとの誕生日」を祝いましょう。

この「県民の日」を記念して、次のとおり各種の催しが行われます。是非、お出かけください。

県民の日記念行事「交流広場」

日時 11月13日(土)～14日(日) 午前10時00分～午後3時30分

場所 小瀬スポーツ公園(甲府市)

内容 県内各地の特産品をはじめ、多数の展示や体験、相談コーナーや各種団体による活動内容の発表の場などがあります。

県有施設の無料開放

11月20日(土)

県立美術館、博物館、フラワーセンターなどの県有施設で、観覧料・入館料などが無料になります。

市町村有施設の無料開放

11月20日(土)(市町村、施設により日程が異なります。)

◇問い合わせ先 県民の日記念行事実行委員会事務局(県民生活・男女参画課内)
☎055-223-1350 FAX055-223-1354

国民年金 からの お知らせです

◎公的年金制度の創設

日本の公的年金制度は、労働者を対象とした労働者年金保険制度（厚生年金保険の前身）が昭和17年に実施され、その後昭和36年に自営業者などを対象とした国民年金制度が実施されたことにより「国民皆年金体制」となりました。

①国民年金の加入方法

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入し、保険料を納めることになっていきます。加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

こんなとき	被保険者種別	届出先
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき 配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき 配偶者である第2号被保険者と離婚したとき 配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき 	第3号→第1号	住民生活課
<ul style="list-style-type: none"> 本人（第3号被保険者）が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき 	第3号→第2号	勤務先
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき（例えば厚生年金から共済組合） 	第3号→第3号 （種別は変わりませんが届出は必要です）	第2号被保険者の勤務先
<ul style="list-style-type: none"> 本人の住所が変わったとき 		第2号被保険者の勤務先

・第1号被保険者

20歳以上60歳未満の自営業者、学生、フリーター、無職の人などで、加入手続きは役場住民生活課の窓口で行います。

▼持参するもの

- 年金手帳
- 印鑑

・学生の場合は、在学証明書または学生証の写し

・会社を退職した場合は、雇用保険受給者証等

・第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方で、加入手続きは勤務先が行います。

・第3号被保険者

第2号被保険者（厚生年金保険や共済組合に加入している方）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。

加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行うこととなります。なお、国民年金保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、ご自分で納める必要はありません。ただし、第2号被保険者が会社を退職した場合は、配偶者の方も第1号被保険者に加入す

る手続きをしなければなりません。

②国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができません（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。

③国民年金保険料は前納がおすすめです！

国民年金保険料の納付には、翌年3月分までの保険料をまとめて払いすると、割引のある「前納制度」があります。毎月（月額15,100円）納めるよりお得なうえ、納め忘れも防ぎとても便利です。たとえば、10月分から翌年3月分まで（6か月分）をまとめて納付する場合、前納す

ると89,860円で毎月納めていただくよりも740円お得になります。なお、納付期限は11月1日となりますので、ご注意ください。

前納額	割引額	納付期限	納付期限
10月分から	89,860円	740円	平成22年11月1日
11月分から	75,010円	490円	平成22年11月30日
12月分から	60,110円	290円	平成23年1月4日
1月分から	45,150円	150円	平成23年1月31日
2月分から	30,150円	50円	平成23年2月28日

*金額は、現金納付の場合です。

▼問い合わせ

国民年金の加入方法：役場住民生活課

☎88-0211

国民年金の任意加入制度・保険料前納について：日本年金機構大月年金事務所

☎0554-22-3811